

特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会 ～関係団体からのヒアリング～ 説明資料

2023年10月3日(火)

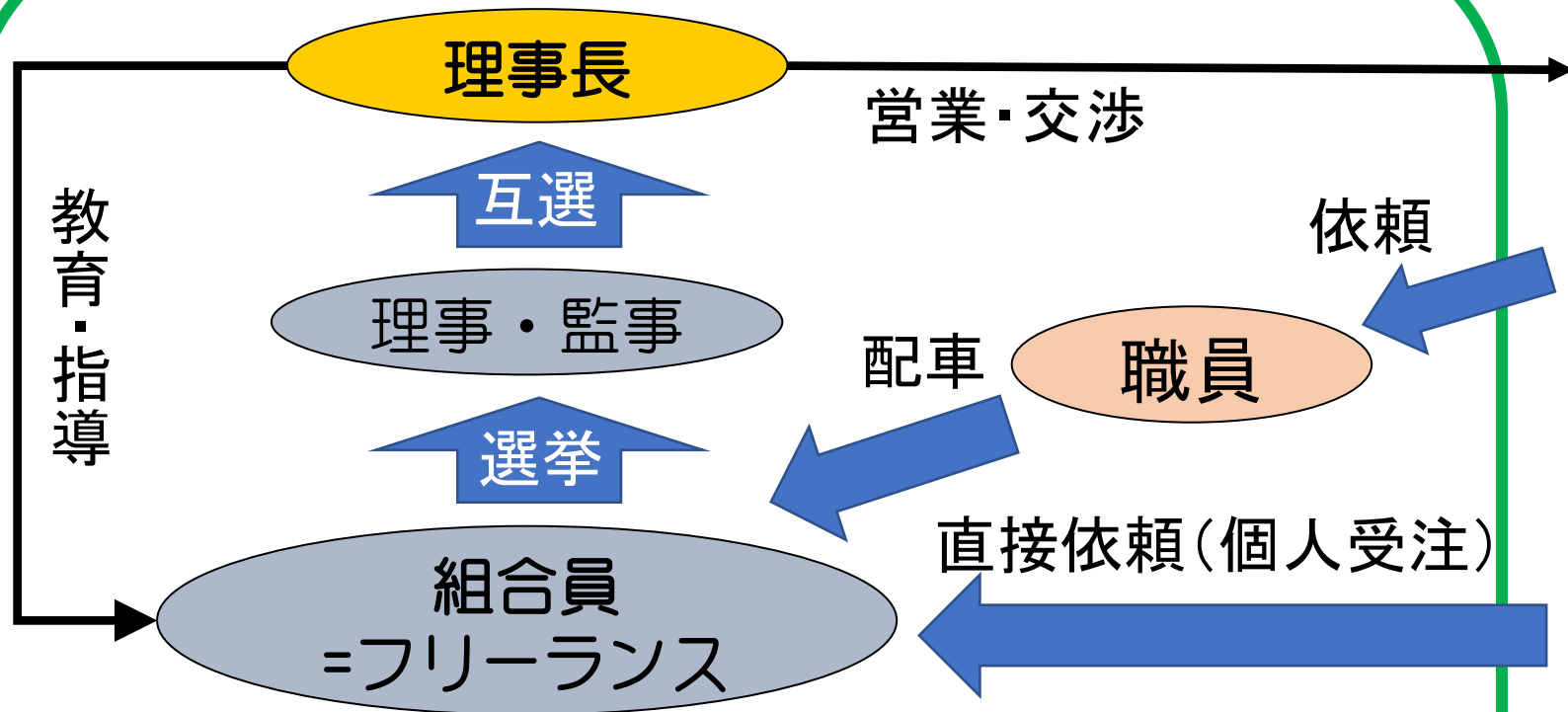
全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会

全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会

- ◇貨物軽自動車運送事業を営む個人事業主で構成される協同組合を会員とする連合会組織（会員44組合、組合員数7,000名、車両9,000台）
- ◇1978年8月、国土交通省（当時運輸省）から認可を受けた、貨物軽自動車運送事業を営む唯一の全国協同組合連合会組織
- ◇主な業務は、企業間の緊急配送や定期配送、個人引越し、^{かさもの}嵩物などの貸切便
 - ・食品や新聞等の定期配送、生活物資の緊急・貸切配送、単身引越しなど多岐にわたる
 - ・日本赤十字社の血液輸送業務をはじめ、コロナ禍ではPCR検体やワクチン輸送、在宅療養者向け生活物資配送などに取り組む
 - ・精密機器や部品の長距離配送、建設現場への什器や資材の配送、宅配会社誤配送対応
 - ・特定信書便資格を生かしたレセプトや電報、事業所間の信書の配送業務を展開
 - ・組合員は、所属する協同組合の共同受注事業の他、自分の得意先から受注することも可能

【赤帽協同組合の組織概要 ～組織の仕組みと仕事の流れ～】

赤帽〇〇〇軽自動車運送協同組合



[荷主 A] 組合の得意先

- ・組合が契約している法人(定期等)
◇荷主は広範囲、多業種
- ・ネットで検索した法人、個人(一見)
◇早く、すぐに、嵩物の配送
- ・大手物流会社(特に繁忙期)
- ・複数組合員対応案件(リコール配送)

[荷主 B] 自分の得意先

- ・自分で営業して顧客開拓
◇組合の手数料を取られない
- ・複雑、付加価値のある仕事が多い
◇同じ人をお願いしたい
- ・信頼関係⇒安心して任せられる

【協同組合の特徴(共同受注=再委託)】

職員が受注して配車/請求やクレーム処理も組織対応
⇒組合配車の多い組合員はサラリーマン的

【地方都市の赤帽組合：組合員の類型「組合依存型」・・・全組合の60%程度】

- ・組合から業務を受託している組合員の割合は70%~80%、100%組合経由という組合もある
- ・報酬(運賃)は組織決定して運輸支局に届け出た「赤帽運賃料金」がベースとなる
- ・組合によって組合員間の直接取引が認められておらず、組合経由を原則とする組合がある
- ・従業員を雇用している組合員は僅かで、殆どの組合員がひとり親方で事業を展開
⇒サラリーマン的な感覚で仕事をしている組合員が多く、多くの場面で組合に庇護されている

【大都市の赤帽組合：組合員の類型「独立営業型」・・・全組合の40%程度】

- ・組合から業務を受託している組合員の割合は30%程度、80%程度の組合員が直接受注(独立系が多く、組合受注及び荷主先から直接受注している折衷型も多い)
- ・報酬(運賃)は「赤帽運賃料金」がベースとなるが、直接受注の場合は組合員裁量で決まることも
- ・多くの組合で組合員間の直接取引が容認されている
- ・組合員の5%程度が従業員を雇用、残り約95%がひとり親方で事業を展開
⇒“フリーランス”として直接顧客対応する組合員が多いので、フリーランス法の影響が大きい

但し、所属する組合でフォローアップできることが多々あるので、組合の存在意義は大きい

【募集情報の表示について】

- ・プラットフォームと言われるWEBサイトや救貨求車システムを利用する際に、掲載された情報を基に仕事を引き受けることが稀にあるが、配車依頼の多くは荷主からの直接依頼

⇒虚偽又は不正確な情報によるトラブルは少ない

【ハラスメントについて】

[現状]

- ・以前は女性ドライバーに対して「何だ女か」等の発言はあったが、現在はほぼ見られなくなった
- ・高齢ドライバーが現場に行くと「年寄りをよこすな」と言われることはある
- ・荷主からの依頼が「軒先降ろし」であっても、現場担当者から「屋根の上まで運べ」と指示される

いわゆる「無茶振り」が横行している現場がある

[対処方法]

- ・所属組合を通じて荷主に相談することもあるが、実際にはできない(仕事を切られたくないので)
- ・引き取り時／納品時の一時的な行為なので、組合員は多くのケースで受忍している

【育児介護等と業務の両立に対する配慮について】

- ・赤帽では「介護をするため」に会社員を辞めてフリーランスとして働き始める組合員が増えてきた
- ・会社員と異なり、介護時間を避けて仕事を受注することができる⇒**個人で工夫して受注調整**
- ・介護と仕事がバッティング⇒**組合が他の組合員に再委託したり他の組合員に直接委託**
⇒組合に所属しているため、**組合内の調整でカバー**できている
(妊娠・出産・育児も同様に組合内での調整が可能)

【契約の中途解除・契約の不更新について】

- ・定期受注案件等で**業務委託契約書**を締結しておけば、多くのケースで途中契約等は回避できる
 - ※但し業務委託契約を締結するケースは少ない（特に組合員直接受注）
 - ※業務委託契約に対するリテラシーが低く、顧客有利の契約を締結することも

「約款」のような共通ルールがあれば回避できる可能性が期待できる

- ・顧客の業績や社会情勢により、**配送業務の減少や打ち切り**といった状況に直面することがある
(例：業績が悪化したので配送を内製化することになった／コロナで仕事自体がなくなった)
⇒**荷主が“無い袖は振れない”**という状況であれば諦めざるを得ないことも

【その他】

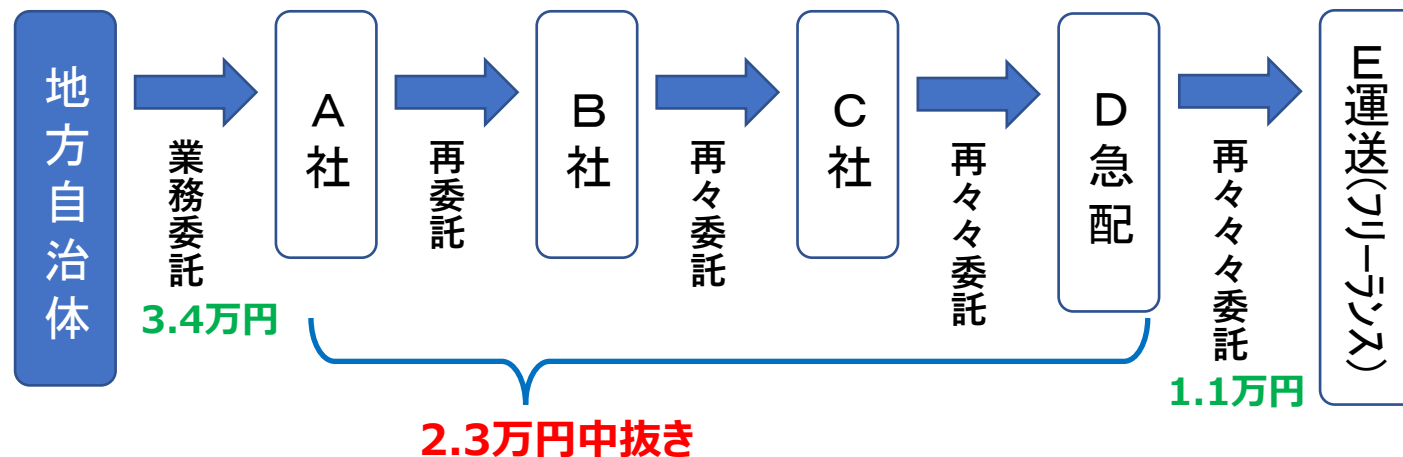
- ・荷主の運賃振込時に、事前の約定無く当たり前のように振込手数料を引かれることがある
- ・フリーランスに対する労災制度について、制度の拡充や保険料軽減等、利用しやすい環境整備
- ・多重下請構造の是正

現在のひとり親方労災制度では、給付基礎日額10,000円の年間保険料は43,800円

運送業界では多重下請問題が蔓延しており(※1)、営業力の弱いフリーランスが安価な金額で業務を受託するケースが少なくありません。
従ってこうした行為を抑制するための施策の検討を強く要望します。

※1 運送業界とは逆に、俳優業等の業界では、演技に集中するため仲介業者の存在は不可欠であると聞いています。

事例：某市で問題となったワクチン配送時の多重下請問題



実運送を担うフリーランスが、
適正運賃で業務受託できる
環境整備を強く望みます